

令和2年 第3回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和2年3月27日（金）14時00分

2. 場 所：由布市役所 本館3階 大会議室

3. 出席委員 11名

会 長	7番	縣 次 男
副 会 長	1番	坂 本 成 一
委 員	2番	竹 内 正 敏
	3番	高 田 英
	4番	大 野 重 利
	5番	江 藤 国 子
	6番	式 田 信 一
	8番	佐 藤 孝 雄
	9番	佐 藤 一 富
	10番	麻 生 秀 昭
	11番	佐 藤 富 雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事参与が制限された委員数 0名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

- ① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
 - ② 農地法第5条の規定による許可申請の取下げの報告について
 - ③ 農地法の許可を要しない農地転用の届出について
 - ④ 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ⑤ 農地法第4条の規定による許可申請について
 - ⑥ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ⑦ 非農地証明の発行について
 - ⑧ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
 - ⑨ 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）
 - ⑩ 下限面積
 - ⑪ その他
- (4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、局長補佐 三浦信幸、主任 小原匡博、行政専門員 後藤義一

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 11名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成31年 第4回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。
会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員
異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。
次に、会議録署名人の1名を指名します。
本日の会議録署名委員は、議席番号3番 高田 英委員さんをお願いしたいと思います。宜しくをお願いします。
次に、採決についてお諮りします。
これから、採決します日程第1から第10までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全員
異議なし

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。
農業委員会 会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくをお願いします。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」
(議案第1～3号 3件)

議長

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知について、議案朗読説明。

議長

この議案1号から3号について、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思えます。

日程 第2 「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」
(議案第4～5号 2件)

議長

続きまして、日程第2 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて、議案朗読説明。

議長

この議案4号・5号につきましても、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思います。

■日程 第3 「農地法の許可を要しない農地転用の届出について」

(議案第6号 1件)

議長

日程第3 農地法の許可を要しない農地転用の届出について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法の許可を要しない農地転用の届出について、議案朗読説明。

議長

この議案6号におきましても、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思います。

■日程 第4 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第7～10号 4件)

議長

続きまして、日程第4 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

それでは、議案7号についてですが、議席番号11番 佐藤 富雄委員さんから説明をお願い致します。

11番 佐藤 富雄 委員

議案番号7号を説明させていただきます。

この申請地は昔牧場でありまして、昨年5月に同じ牧場の件で、この農業委員会にかかった事を覚えている方もいるかと思えます。

今回は、渡人が子供さんである受人に生前贈与をするという事で、渡人の後継者という事でございます。そういう事で、何の問題もないかと思ひまして、サインをしました。審議をお願いします。

議長

議案7号につきまして説明が終わりましたが、皆さんからの質問をお受けしたいと思ひます。

ご質問ないでしょうか？

(ありません。)

質問がない様でございますので、この7号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案8号ですが、議席番号6番 式田 信一委員さんから説明をお願い致します。

6番 式田 信一 委員

議案番号8号につきまして説明致します。

渡人は親からの相続で土地を取得したわけですがけれども、贈与を受けたときから受
人の方に小作で作ってもらっていましたが、ところが、渡人は農業をしよう
と思ってももう出来ないという事で、この度売買において受人に販売をしたという
事でございます。

宜しく審議のほどお願いします。

議 長

それでは、この議案8号について、皆さんより質疑を受けたいと思います。ご質問
があればお願いします。

ないでしょうか？

(ありません。)

ご質問がない様ですので、この議案8号について、承認される委員の挙手を求めま
す。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案9号ですが、議席番号4番 大野 重利委員さんから説明をお願い
致します。

4番 大野 重利 委員

はい、それでは説明します。

挾間町古野、図面でいくと6ページですね。

先月のコンビニの申請があった物件です。6ページの図面を見ていただくと、55
㎡と63㎡の土地があるんですけど、その分の交換と聞いています。

審議の程、宜しくお願いします。

議 長

それでは、この議案9号について、ご質問がある方はお願いします。

ご質問ないでしょうか？

(ありません。)

ご質問がない様ですので、9号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案10号ですが、私(7番 縣 次男委員)の方から説明致します。

7番 縣 次男 委員

現地を確認しまして、今のこの土地は荒れていました。

申請地の手前も受人が買っておりまして、そこはアパートを建設するということで先日申請が出ています。その奥の方が残っていたんですが、今回受人が購入するという事であります。

受人は市外の方なので、どのような人か私もよくわからなかったのですが、色んな資料を付けてもらって、九重町ではかなり広く田んぼを作っているし熱心に農業をされてる方だったので、問題はないかなと思いました。

議 長

何か質問があればお願いします。

ご質問ないでしょうか？

(ありません。)

それでは、この議案10号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第5 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案11号 1件)

議 長

日程第5 農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第5 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案7号ですが、私(7番 縣 次男委員)の方から説明させていただきます。

7番 縣 次男 委員

始末書にも書いております様に、旧湯布院町時代に全部の土地の許可を取って転用されたそうなんですけど、事務的なミスでこの番地だけが抜け落ちていたとのことです。

現状は駐車場になっております。問題ないと思います。

議 長

何か質問があればお願いします。

ご質問ないでしょうか？

(ありません。)

それでは、この議案11号の案件、意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第6 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案12～16号 5件)

議 長

日程第6 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第6 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案12号からですが、議席番号9番 佐藤 一富委員さんから説明をお願い致します。

9番 佐藤 一富 委員

議案12号の説明をします。まず、資料の17ページの写真を見てください。

この写真、事務局の方は取るのに大変苦労したかと思いますが、現地には現在いろいろと物が置かれています。

ただ、事情として、渡人は県外に住んでいるという事とこれらのものは近所の方が勝手に置いているという話を聞いています。そういうことで、これらのものはきちんと撤去するという話の下で事務局と相談したんですが、渡人には責任がない状況の中では許可せざるを得ないのかなと。

場所的には赤野のお菓子の菊屋への道を上がっていったところで、周りもほとんど宅地ということで問題ないと思います。宜しくお願いします。

議 長

それでは、この議案12号の案件につきまして、ご質問ある方はお願いします。

(3番 高田 英委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

15ページの家の右側にある斜線の部分、これは駐車場？それとも何か別の？

事 務 局

ここが通常庭みたいな形になるんですけども、ここの申請地が市道を拡張した関係で、道を挟んで北と南に分かれている農地になってます。

なので、いつもは15ページの下の狭い方の南側の土地を駐車場に使うんですけども、雨とか降った時に駐車場から道を挟んで歩かないといけないので、そういう場合は、北側の家の横に停めるということです。

基本庭なんですけど、車を止める場合にはそのようになるということで図に記載があります。

3番 高田 英 委員

このような場合も一件の申請でいいんですか？道で分断されている土地でも。

事 務 局

今回は通常は隣にあるべき駐車場が土地の関係で分かれているだけで、目的としては宅地と宅地の駐車場で一体的であるので一つの申請で適切だと思います。

3番 高田 英 委員
わかりました。

議 長
他にご質問はないでしょうか。

(ありません。)

ご質問がない様ですので、この12号の案件、意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この12号案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案13号ですが、議席番号9番 佐藤 一富委員さんからお願いします。

9番 佐藤 一富 委員

申請地は下市で、資料19ページの図面を見てもらえば分かると思いますが、宅地の中にかろうじて農地が残っていたような感じで、そこを宅地として売買が成立したという話でございます。

周りがもう全部宅地で囲まれていますので、しょうがないのかなと。

ただ、この土地の前の道路が非常に狭いのが気になるのですが、まあそこはわたしなんかは言うことではないと思いますので。

よろしくお願いします。

議 長

議案13号の案件につきまして、ご質問がある方お願いします。

質問はありますか？

(ありません。)

質問がない様ですので、この13号の案件、意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案14号ですが、議席番号3番 高田 英委員から説明をお願い致します。

3番 高田 英 委員

14号説明します。

平成22年に譲渡人は相続を受けて、それまで保全管理をしていた土地で耕作はしてなかったようです。買いたいという方がいたので、今回の申請になりました。

場所につきましては、資料の23・24ページを見ていただくと、ゆふいん山水館とかあるんですが、それから西側にあさぎり公園があってその隣になります。周辺はほぼ宅地化されております。

都市計画区域内の第3種農地という事なので、原則許可という事で、問題ないのかなと思います。

排水につきましては、資料25ページに50メートルぐらい市道を掘り割って排水するという事で、市の建設課とも協議済という事で問題はないと思います。

宜しくお願い致します。

議 長

それでは、議案14号の案件について、ご質問がある方お願いします。
質問はありませんか？

(ありません。)

それでは、議案14号について、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案15号・16号は同一事業の案件の為、議席番号4番 大野 重利委員から一括して説明の方をお願いします。

4番 大野 重利 委員

説明します。15号と16号は同じ案件ですが、古野地区にとっては18区画という大きな分譲地でありまして、この地域は3種農地ですので問題ないかと思いますが、排水等々確認したところ問題はないという事でありまして、全ての書類が揃っておりますので、審議の方宜しくお願いします。

議 長

それでは、この議案15号・16号につきまして、ご質問がある方お願いします。

(3番 高田 英委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

30ページの字図の中に水路が入っているんですが、これ払下げか付け替えかなにかしてるんでしょうか？

事 務 局

その件については、由布市の開発協議にかかっているもので、建設課への開発協議の中で申請済みだと思いますが、ちょっと確認がとれてないので、確認しておきます。

3番 高田 英 委員

多分じゃいけないんじゃないんですか？そこまで確認しておくのが筋だと思いますが。法定外公共物の申請が終わっているかどうか。

事 務 局

その点については、確認しておきます。

議 長

後で確認とのことですが、一応確認出来たという想定で、皆さんご質問なければ、多数決を取りたいと思いますが。

それでは、確認出来た事を想定しまして、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

3番 高田 英 委員

きちんと処理をしているということであればいいということ？

議 長

そういうことですね。

(挙手 多数)

それでは、この案件、もし建設課の方で確認が取れたらならOKが出ていたなら、許可相当と認めます。

■日程 第7 「非農地証明の発行について」

(議案17号 1件)

議 長

日程第7 非農地証明の発行について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第7 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

今、説明が終わりましたけども、ご質問があればお願いします。

(5番 江藤 国子委員より挙手有り)

5番 江藤 国子 委員

ここってバラ園の隣で、いまお店ができているところの奥だと思うんですけど、なんかキャンプ場か何かにするっていううわさを聞いてるんですが、非農地にしないで転用にしたら駄目なんですか？

バラ園と同じ人が持つてる土地じゃなかったですっけ？

3番 高田 英 委員

いや、違う人。

5番 江藤 国子 委員

あれ、そうなんですか？

議 長

そこって、圃場整備したところじゃないかな。

3番 高田 英 委員

圃場整備したところだけど、その田全部農振外れている。

現地見たけど、相当長い間耕作していないようなところ。20年ぐらいかな。

事務局

非農地にしたあとどうするか？という話は今初めて聞いたんで・・・。

5番 江藤 国子 委員

まあ、噂ですけどね。

事務局

そういう状況は初めて聞いたのですが、非農地の基準からすると、確かに出てもおかし

くないかなという状況です。

5番 江藤 国子 委員

申請して転用かけるよりも、非農地証明貰った方がやっぱり楽？

事務局

楽でしょうね。

高田委員さん、何されるか聞いてますか？

3番 高田 英 委員

いや、聞いてない。

元々ここは、隣がすっぽんを養殖していた池沼だったんです。おそらく旧湯布院町時代に推進した事業で農振とか外してたんじゃないかなと。当時、周りの人が、なんであんな圃場整備したところを外すんだという話になったというのは聞いたことがある。

8番 佐藤 孝雄 委員

農地から外してくれという事でしょ？

事務局

そうですね。

8番 佐藤 孝雄 委員

農地を外して、地目を変えるという事？

事務局

地目を変える為に、非農地証明を取られるという方が多いです。

農地から例えば原野とか山林にする場合は、普通は転用許可を取らないといけないんですけども、こういう自然荒廃という形になった場合については非農地証明を出します。

非農地証明が取れば法務局の方で地目変更ができる、ということです。

8番 佐藤 孝雄 委員

私は現場がどういう状況かはわからないけど、長年手がつけられないからほったらかしていたということだと思っただけど、今からこんな案件がどんどん出てくるんじゃないかなって。ほったらかしていて手がつけられないという事で。

いいも悪いもないわな、現状はもう。あんたがたは現場知ってるんでしょ？どうしてももう、農地じゃないという感じ・・・

3番 高田 英 委員

相当大きい木が生えてる。よくこんな所に生えたなっていうぐらいの。

7番 縣 次男 委員

すっぽんの養殖を止めてからかなり経つ。かなり前ですね。

9番 佐藤 一富 委員

ちょっといいですか。

ここで以前すっぽんを飼っていたとかは知らないんだけど、養殖を止めたら止めたで、本来だったら農地の現況に戻るのが本当じゃないの？そのままほったらかしなんでしょ？

3番 高田 英 委員

すっぽんの養殖をしていたのはこの横です。申請地はすっぽんはしてない。その反対側です。

ここは所有者を知っていますが、体が弱かったり、子供さんが早く亡くなったりで耕作ができるような状況じゃなかったです。だから大きな木が生えてしまってる。

9番 佐藤 一富 委員

それならそれで、農地として他人に売買するとかいう手もあったんじゃないかなと思うし、湯布院は水利権とかの絡みがないから、いやあるかもしれないけど。だけど非農地は簡単に出す話ではないと思う。

それと、ここに非農地が出たとしたら、その横に三角の田がありますよね？

3番 高田 英 委員

ここも実際、作ってない。

9番 佐藤 一富 委員

ここも非農地がでてくるんじゃないの？

3番 高田 英 委員

そりゃわかりませんよ。

9番 佐藤 一富 委員

きっとでてくるわ。

隣が出たのならなんでうちは認められんのかって言うてくると思いますよ。

7番 縣 次男 委員

この辺は、私も近くに用事があって通ったりしますが、もう湿地帯ですね。

秋になっても稲刈りはほとんど手刈りでした。それだけは覚えてる。

もう誰も買い手がないような農地だったからこんな風になってしまったんだろうけど。

作り手もいなかったぐらいの、もうとにかく湿地ですね。そういう田んぼでした。

9番 佐藤 一富 委員

湿地帯っていうけど、埋め土して固めたら立派な宅地になるよ。

議 長

今からこんなの沢山出てくると思いますよ。

他に皆さん、質問はありませんか。

非農地証明を発行してよいという人は、挙手をお願いします。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、非農地証明の発行を決定致します。

先程の件につきまして、わかりましたので説明の方お願い致します。

事 務 局

先ほどの議案15・16号の質問にお答えします。

図に載っているのは、建設課で確認しましたが水路という事です。この水路を廃止

する場合は、法定外の用途廃止を出していただかないといけないのですが、この案件が現在開発協議中で関係各課に意見書が回っています。

なので、廃止をするのであれば建設課としては、届出書を必ず出していただくという事を協議書の方に明記するという回答です。

以上です。

議 長
皆さん、それでいいですか？

9 番 佐藤 一富 委員
廃止するとして、水路のつながりはどうなるの？

3 番 高田 英 委員
現在使っていれば、付け替えとかになるのでは。

事 務 局
これはですね、水路としては機能してないと思います。その図面の下側と上の方に隣接水路が通ってますので、廃止しても問題はないんじゃないかという事です。

議 長
皆さん、こう言う説明でいいでしょうか？

■日程 第8 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」
(議案18～36号 19件)

議 長
日程第8 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、19件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局
日程第8 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明

議 長
議案18号から31号の14件の案件は、継続設定の案件です。一括してご質問を受けたいと思います。質問があればお願いします。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、議案18号から31号の案件、一括して承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この18号から31号の案件 全て承認致します。

続きまして、議案32号ですが、これからは新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案32号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案 33 号について、質問があればお願い致します。
ご質問はないでしょうか？
(ありません。)
それでは、議案 33 号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案 34 号について、質問があればお願い致します。
ご質問はないでしょうか？
(ありません。)
それでは、議案 34 号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案 35 号について、質問があればお願い致します。
ご質問はないでしょうか？
(ありません。)
それでは、議案 35 号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案 36 号について、質問があればお願い致します。
ご質問はないでしょうか？
(ありません。)
それでは、議案 36 号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第9 「農用地利用集積計画の決定について（一括方式）」
(議案 37～39 号 3 件)

議 長
日程第9 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）、3 件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局
日程第9 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）、議案朗読説明

議 長
それでは、この議案 37 号について、質問があればお願い致します。
ご質問はないでしょうか？
(ありません。)

それでは、議案37号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、この議案38号について、質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案38号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、この議案39号について、質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案39号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第10 「下限面積（別段の面積）の設定について」

(議案40号 1件)

議 長

日程 第10 下限面積（別段の面積）の設定について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第10 下限面積（別段の面積）の設定について、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案40号について、ご質問がある方はお願いします。

(3番 高田 英委員より挙手有り)

3番 高田 英 委員

由布市はずっと50アールという下限面積でやっておりますから、私は農家との話の中で、農地を売りたいけど5反も持ってない、或いは買いたいけど5反持っていないという話をよく聞くんですね。そう言った中で他市町村を調べたんですが、日田市は全部オール25アールあと他の市は、地域によって30・40・50アールと地域別に設定をしているみたいなんです。

そういった意味では、由布市の方もそのへんの見直しが必要ではないかなぼちぼちと思うんですが。というのは高齢化になってきて、なかなかその農地をやりたいけど、農業をやるには5反要件というのがあって、なかなかそこまで到達出来ないという問題もあると思うんで、私としては一旦これちょっとまあ今年は難しいかと思いますが、来年に向けて見直していかないといけないかなと思っているので、意見を言わせてもらいました。以上です。

5反80パーセントなってますけど、ほんとですかね。

事務局

この数値は前回の農林業センサスの関係で数値を使っていますけども、今年が農林業センサスの年でございますので、来年には新しい数字が出るかなと思っています。

そういう統計の数字を見ながら、地域別としては旧市町村単位ぐらいで設定するとか又は小分けにすれば地区ごととかになるとは思いますが、センサスの結果でまた判断したいと考えております。

議長

他に何かご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、この40号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この議案40号の案件 承認致します。

以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。

その他で、ご質問があればお願いします。